

令和8年6月11日開会

令和8年第2回
つがる市議会定例会

提出議案市長説明要旨

つ が る 市

本日ここに、令和8年第2回つがる市議会定例会の開会にあたり、上程されました議案について、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと思っております。

本定例会に提出いたしました案件は、専決処分12件、予算5件、条例7件、指定管理1件、財産取得3件の、合わせて28件であります。

まず、専決処分した事項についてご説明申し上げます。

議案第38号から議案第40号及び議案第42号は、専決処分した令和7年度一般会計並びに特別会計に係る補正予算であり、いずれも歳入、歳出全般にわたり、決算見込み等に基づき予算額の補正を行ったものであります。

議案第38号「令和7年度つがる市一般会計補正予算（第13号）」は、地方税、交付金、特別交付税及び各事務、事業費の精査による国庫・県支出金、

繰入金、市債等の歳入額の確定に伴い、歳入歳出予算額について、所要の補正を行ったものであります。

その結果、令和7年度つがる市一般会計の予算規模は、既決予算から8億857万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を263億9,029万円としたものであります。

議案第39号、議案第40号及び議案第42号の令和7年度各特別会計補正予算3件につきましても、各事務事業費の精査による国庫・県支出金等の歳入額の確定に伴い、歳入歳出予算額について、所要の補正を行ったものであります。

議案第41号「令和7年度つがる市介護保険特別会計補正予算（第6号）」は、令和7年度の税制改正に伴う介護保険システムの改修に係る所要の経費を補正したものであります。

次に、議案第43号「令和8年度つがる市一般会計補正予算（第1号）」は、今冬の大雪により被害を受けた農業用ハウスの復旧支援、及び公共施設等の

復旧事業に係る所要の経費を補正したものであります。

議案第44号「令和8年度つがる市一般会計補正予算（第2号）」は、史跡亀ヶ岡石器時代遺跡整備事業において、文化庁の指導に基づき、事業内容を見直す必要が生じたため、所要の経費を補正したものであります。

議案第45号から議案第49号までの5件は、専決処分した条例の承認を求めるものであります。

議案第45号「つがる市税条例の一部を改正する条例」は、関係法令等の改正に伴い、軽自動車税の環境性能割を廃止するほか、所要の改正を行ったものであります。

議案第46号「つがる市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例」は、関係省令の改正に伴い、固定資産税に係る特例支援措置を延長するほか、所要の改正を行っ

たものであります。

議案第47号「つがる市手数料条例の一部を改正する条例」は、自治体情報システム標準化・共通化に係る総合行政システムの改修に伴い、証明書等を見直す必要が生じたことから、所要の改正を行ったものであります。

議案第48号「つがる市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、地方税法施行令等の改正に伴い、基礎課税分の賦課限度額を上げるほか、所要の改正を行ったものであります。

議案第49号「つがる市介護保険条例の一部を改正する条例」は、介護保険法施行令の改正に伴い、令和8年度分の保険料の減免の特例措置を規定するため、所要の改正を行ったものであります。

いずれの事項におきましても、早急に措置する必要がありましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、

本職において専決処分したものであります。

次に、予算についてご説明申し上げます。

議案第50号「令和8年度つがる市一般会計補正予算（第3号）（案）」は、人事異動による人件費の組み替え、及び当初予算では見積できなかつた経費等について、所要の補正をするものであります。

その結果、令和8年度つがる市一般会計の予算規模は、既決予算に2億3,078万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を252億8,736万5千円とするものであります。

それでは、歳出に計上された主なるものについて、款を追ってご説明申し上げます。

3款民生費では、車力地区温泉整備事業において、上水道管の変更などに係る追加工事費について予算措置を行うとともに、継続費を補正いたしました。

また、物価高騰の影響を受ける、ひとり親世帯の経済的負担を軽減するため、ひとり親世帯の児童1人

につき 2 万円を給付する事業費を計上いたしました。

6 款農林水産業費では、県の間接補助事業として雪害を受けた農業用ハウスの復旧経費に対する補助金を計上いたしました。先に専決処分した市の単独補助金とあわせて被災された農家の皆さまを支援するものでございます。

10 款教育費では、教職員の心理的負担を軽減するため、市内すべての小中学校の電話機に通話録音及び告知機能を追加する事業費を計上いたしました。

次に、歳入予算についてご説明申し上げます。

当該補正額の主なる財源といたしましては、歳出との関連における国庫・県支出金、諸収入等についてそれぞれ所要額の補正を行うとともに、財政調整基金からの繰入金により、全体の補正額を調整したところであります。

議案第 5 1 号から議案第 5 4 号までの令和 8 年度各特別会計及び下水道事業会計補正予算案 4 件につきましては、予算特別委員会でのご審議の際に、

詳細にご説明申し上げます。

次に、条例についてご説明申し上げます。

議案第55号「つがる市職員定数条例の一部を改正する条例案」は、市各部局の職員の定数を改めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第56号「つがる市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」は、職員の給与を減額する場合の単価の算出方法を改めるほか、所要の改正を行うものであります。

議案第57号「つがる市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案」は、住登外者の情報の管理に関する事務をマイナンバーの独自利用事務及び情報連携事務とするため、所要の改正を行うものであります。

議案第58号「つがる市中心商店街駐車場条例案」は、中心商店街駐車場を新たに設置し、管理の方法、

利用の制限等を定めるものであります。

議案第59号「つがる市有住宅条例の一部を改正する条例案」は、稲垣地区の市有豊川団地4号を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

議案第60号「つがる市木造福祉交流センター「花しょうぶの館」条例等の一部を改正する条例案」は、「しゃこちゃん温泉」、「じょっぱり温泉」及び「稲穂の湯」の入浴料を改定するため、所要の改正を行うものであります。

議案第61号「つがる市車カウエルネスセンター条例の一部を改正する条例案」は、建設中の「しゃりき温泉」の位置、業務内容、入浴料等を改めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、指定管理についてご説明申し上げます。

議案第62号「つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件」は、つがる市車カウエルネスセンターの指定管理者を指定するものであります。

次に、財産取得についてご説明申し上げます。

議案第63号及び議案第64号の「財産の取得の件」は、つがる市消防署に配備する高規格救急自動車1台及び積載資器材一式を購入するものであります。

議案第65号は、一般廃棄物最終処分場の油圧ショベル1台を購入するものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、ご質問に応じ、本職をはじめ関係者から詳細にご説明申し上げたいと思います。

何卒、慎重にご審議の上、原案どおり御承認及び御議決を賜りますようお願い申し上げ、提出議案の説明といたします。